

**令和8年度長野県立高等学校等における外国語指導助手（ALT）派遣業務に係る
公募型プロポーザル募集要領**

1 事業の概要

(1) 業務の名称

令和8年度長野県立高等学校等における外国語指導助手（ALT）派遣業務

(2) 内容

長野県教育委員会では、「外国語指導助手（ALT）配置事業」により、英語のネイティブスピーカーが県立高等学校等において外国語指導を行っていますが、外国語指導業務の一部を優れた民間事業者に委託することにより、より効率的かつ効果的な運用を図り、外国語指導を一層充実させるものです。

委託内容の詳細については、別添1「令和8年度長野県立高等学校等における外国語指導助手（ALT）派遣業務に関する業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参考にしてください。

なお、仕様書における業務内容は現時点での予定です。今後、打合せや、事業内容の検討により変更する可能性がありますので、御了承ください。契約後の変更については、その都度協議させていただきます。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 事業費上限額

131,727千円（消費税及び地方消費税込みの額）以内とします。

ただし、この金額は、契約時の予定価格ではなく、「仕様書」に示す業務に要する費用の規模を示すものです。また、令和8年2月議会において、令和8年度当初予算に変更が生じた場合は、この限りではありません。

(5) 基本契約書

本業務の基本契約書（案）は別添2のとおりです。

2 派遣元候補者の選定方法

本事業の派遣元の選定は、公募型プロポーザル方式により行います。事業の受託を希望される方は、公募型プロポーザルに参加し、資格審査の後、企画提案を行ってください。

令和8年度長野県立高等学校等における外国語指導助手（ALT）派遣業務プロポーザル審査会の審査結果に基づき、契約候補者を選定します。

3 公募型プロポーザル参加者の資格

本実施要領の公告日において、以下に掲げる条件をすべて満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「財務規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。
- (3) 長野県会計局長から、物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去2年間に、地方自治体等からの外国語指導助手（ALT）配置に係る受託実績を有していること。

4 公募型プロポーザル参加申請手続

(1) 申請書類

申請に当たっては、以下の書類を提出していただきます。また、県教育委員会が必要と認める場合は追加資料の提出を求めることがあります。

各書類とも1部を提出してください。

ア 参加申込書（様式1）

イ 参加要件具備説明書類総括書（様式1附表）及び同関係書類

ウ 誓約書（様式2）

エ 申請者の経営状況及び業務内容を示す以下の書類（様式任意）

(ア) 応募する日の属する年度の収支予算書及び事業計画書

(イ) 活動内容を記載した活動実績書や総会議事録などの書類及び収支決算書、財務諸表（過去3年分）

(ウ) 役員名簿

(2) 申請書類の提出期限及び提出方法

参加申請者は、下記のとおり上記申請書類を提出してください。

ア 提出期限 令和8年3月9日（月）午後5時（必着）

イ 提出先 長野県教育委員会事務局学びの改革支援課

ウ 提出方法 持参又は郵送

郵送の場合は提出期限までに提出先に到着したものに限り。郵送で提出した場合は、到達したことを必ず電話で9の担当者に確認すること。

(3) 資格要件の確認

長野県教育委員会事務局学びの改革支援課において、提出された申請書類の内容を確認の上、要件を満たさない場合は、令和8年3月10日（火）までにお知らせします。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 資格要件が満たなかった旨の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日を除く。）以内に書面により説明を求めることができます。

イ 上記により説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日を除く。）以内に、書面により回答します。

5 企画提案

(1) 提案手続

企画提案参加者は、企画提案書（様式任意）を提出してください。

ア 提出期限 令和8年3月16日（月）午後5時（必着）

イ 提出先 長野県教育委員会事務局学びの改革支援課

ウ 提出方法 持参又は郵送

郵送の場合は提出期限までに提出先に到着したものに限り。郵送で提出した場合は、到達したことを必ず電話で9の担当者に確認すること。

エ 提案書部数 7部（正本1部、副本6部（副本は写しで可））

(2) 企画提案書記載項目

次の項目については必ず記載してください。

ア 外国語指導助手（ALT）派遣業務の受託実績

イ 外国語指導助手（以下「ALT」）の採用体制及び令和8年4月から本業務に要するALTを確保できる根拠

ウ 高大接続改革に係る大学入試改革に関する独自の研究体制及び対応状況

エ ALTの研修体制、管理体制

オ ALTの危機管理体制

カ ALTの効果的な活用についての提案

キ 生徒の英語コミュニケーション力を測定し、効果を検証する方法についての提案及びその実績

ク 経費の概算見積額（内訳書含む）

ケ その他企画提案者が必要と認める資料

(3) 作成に当たっての留意事項

ア 作成に当たっては、仕様書の内容を踏まえた上で作成してください。

イ 企画書作成及び委託業務の内容等に関する質問事項については、令和8年3月4日（水）の午後5時までに、質問書（様式3）により学びの改革支援課あて電子メールにて送付してください。

全ての質問事項と回答事項を集約したものを、令和8年3月9日（月）までに学びの改革支援課 HP に掲載します。

（URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyogaku/koko/ALThaken.html>）

ウ 企画提案書の内容等について、学びの改革支援課担当者から、必要に応じて問い合わせをする場合がありますので、担当者の氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス等）を提案書の表紙に明記してください。

6 委託契約候補者の選定

(1) 参加申込者による発表の実施日程

令和8年3月18日（水）13時から予定（オンライン）

(2) 審査（選考方法等）

① 審査委員が別添3「令和8年度長野県立高等学校等における外国語指導助手（ALT）派遣業務プロポーザル審査基準表」に基づき点数付けをし、合計点が最高点となった者を選定します。なお、各審査員のうち、合計が75点以下となった審査員が2名以上いた場合、その申請事業者は失格とします。

② 企画書の選定にあたっては、企画提案審査委員会を設置し、提出書類・プレゼンテーションにより審査を行う。

(3) 審査の観点（別添3のとおり）

ア ALTの募集・採用・管理・運営・研修の一連の業務が適切に整理・提案されているか

イ 本事業実施に要するALTが確保できるか。

ウ ALTの守秘義務、交替、緊急対応等、危機管理が適切になされるか。

エ 派遣元として、業務の管理、運営、推進体制は適切か。

オ その他、提案内容に優れた内容が含まれているか。

(4) 選考結果の通知

審査結果は、令和8年3月中旬にすべての申請者に対し文書で通知します。

7 提出書類の取扱い

(1) 提出された提案書等は、返却しません。

(2) 提出された提案書等は、提出後において内容の変更は認められません。

(3) 提出された提案書等は、提案者に無断で使用しません。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成します。

8 その他

(1) 失格又は無効

次に掲げる場合に該当したときは、当該申請は失格又は無効となることがあります。

ア 申請書類に虚偽の記載があったとき。

イ 申請者の提出方法、提出先、提出期限が守られなかったとき。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。

エ 申請資格を有していないことが判明したとき。

オ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。

カ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が派遣元として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めたとき。

キ その他不正な行為があったと県が認めたとき。

(2) 費用負担

提案書等の申請にかかる費用は、提案者の負担とします。

(3) 令和8年2月議会において、令和8年度当初予算の減額または削除があった場合は、契約を変更又は締結しないものとします。

(4) 選定された企画については、次年度以降の本事業においても同様の内容で事業を行う場合もありますが、本企画の選定をもって、次年度以降における業者の選定を担保するものではありません。

9 公募型プロポーザル参加申請書類、企画提案書等の提出先、本件についての問合せ先

長野県教育委員会事務局学びの改革支援課（担当：小木曾）

〒380-8570 （住所記載不要）長野県長野市南長野幅下 692-2

電 話 026-235-7435（直通）

F A X 026-235-7495

E-Mail kyogaku-koko@pref.nagano.lg.jp

件名及びファイル名 【ALT 公募型プロポーザルについて】